

## 参考：県資料

# 長野県パートナーシップ届出制度について

令和5年4月21日  
長野県県民文化部  
人権・男女共同参画課

## 1 制度の趣旨

- 誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す。

## 2 制度の基本設計

- 性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出
- 県は、届出があったことを証明（戸籍や住民票の記載が変わることはない。）
- 利用対象者は、少なくとも一方が性的マイノリティである2人であること

## 3 届出対象者の要件

- 双方が成年であること
- 双方がともに婚姻をしていないこと
- 双方がほかの者とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が民法により婚姻をできない関係にないこと（直系血族や三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）
- 少なくとも一方が県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること

## 4 届出の方法等

### (1) 届出の方法

- 届出書等の必要書類を県（県民文化部人権・男女共同参画課）へ提出
- プライバシー確保に配慮し、電子申請、郵送、Web 会議システムを利用

### (2) 届出受領証等の交付

- 県は届出が要件を満たしていると認めるとき、届出受領証等を交付
- 届出受領証等に子（パートナーいずれかの実子・養子）の氏名等を記載可能

## 5 制度に対応する行政サービスの提供等

- 県は制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供
- 県内市町村のパートナーシップ制度に基づき交付された受領証等は、県の届出受領証等とみなして県の行政サービスを提供

## 6 施行期日

- 令和5年8月1日から施行（届出受領証等を交付開始）。なお、7月10日から届出可能

# 長野県パートナーシップ届出制度への対応について

令和5年7月4日  
【部長会議資料】

「長野県パートナーシップ届出制度に対応して、市町村が共通して提供に向けて取り組む行政サービス等は以下のとおりとし、市町村においては速やかに提供するよう努める。」とされています。

行政サービス等の内容	千曲市の提供時期見込み	担当課
<b>1. 市営住宅への入居申込み</b> 市営住宅への入居について、届出受領証を持つパートナー同士で申し込むことを認める。	県の制度施行（8月1日）までに可能	建築課
<b>2. パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み</b> 当事者が希望する場合に、親権者と共にパートナーの氏名も申込者として記載して、子どもの保育施設へ入所を申し込むことを認める。	令和6年度以降に可能	保育課
<b>4. 罹災証明の代理申請</b> 罹災証明の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状（代理人選任届）の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認める。	県の制度施行（8月1日）までに可能	危機管理防災課
<b>5. 保育所・学童保育所への送迎</b> 保育所・学童保育所への送迎において、夫婦・家族同様にパートナーによる送迎を受け入れる。	令和6年度以降に可能	保育課
<b>7. 職員の休暇・給与等</b> 職員の休暇・給与等（例えば結婚休暇・忌引・介護休暇・扶養手当・単身赴任手当等の全部または一部）について、パートナー間に係る取り扱いを認める。	令和5年度末までに可能	総務課
<b>8. 職員に対する互助給付</b> 職員に対する互助給付（例えば結婚祝金・出産等祝金・入学卒業祝金・銀婚祝金・死亡弔慰金等の全部または一部）について、パートナー間に係る取扱いを認める。	令和5年度末までに可能	総務課

※「3. 公立病院における対応」「6. 職員宿舍への入居」は“該当なし”のため表中には記載していません。

※県は、制度施行（令和5年8月1日）以降、定期的に市町村の提供状況を調査し、取りまとめて公表を行う予定です。